

令和8年度

板橋区立常盤台小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめの定義

児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

- (1) いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されるものではない。しかし、どの学校にも、どの学級、どの児童にも起こりうるものであるという認識に立ち、教職員が、児童や学級の様子を看取り、細かな変容に気付く目を持ち、個々の置かれた状況を把握することが大切である。また、学級経営や行事等を通して、児童の自己肯定感や自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係や学校風土づくりに努め、未然防止を心掛けていく。
- (2) いじめの未然防止・早期発見には、教職員の共通理解と組織的に対応していく必要がある。そのためには、校内組織を有効に機能させ、様々な問題へ敏速・適切に対応できる体制を構築するとともに、学校・家庭・地域、そして関係諸機関を含め、互いに児童の様子について情報交換を行う等、連携を密にしていく。
- (3) いじめが発生した場合、いかなる理由があってもいじめられた児童を守ることを基本とする。そして、いじめた児童の状況にも目を向け、必要に応じて関係諸機関と連携し、問題解決に向け迅速かつ粘り強く対応していく。

2. 学校内組織の設置

- 本校において、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【いじめ防止対策委員会】

- ・ 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他、校長が必要と認める者から構成
- ・ 重大事案発生時には、管理職の指示により対策委員会を招集し、事態の把握と対策の検討を行う。

3. 具体的な取り組み

- (1) 未然防止のために～いじめを生まない、許さない学校作り～

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- 道徳の時間や特別活動等において、「やさしさ」「他人を思いやる心」「友情や協力の大切さ」「自分と異なるものを認め、受容する心」等の内容を、年に3回以上は実施し、豊かな人間性を育み、いじめをしない、許さないという土壌を築く。さらに、土曜授業プラン等に位置付けるなどして、年に1回以上は地域に公開する。その際、児童の実態に応じて題材や資料等の内容を十分に検討して取り組む。

- 生活指導重点目標として、「あかるくあいさつをしよう」と設定する。年間を通して、具体的にあいさつに関するめあてを児童に提示し、継続して指導する。
 - インターネットや携帯電話等の適切な使い方、トラブルや犯罪に遭わないための対策、携帯電話等の悪用による誹謗・中傷は絶対に許されない行為であること等が学べるよう外部人材の協力も得ながら適切に指導する。(セーフティ教室)
 - 学校の教育活動全体を通じて、児童の豊かな情操やコミュニケーション能力の育成を図る。読書活動(朝の読書タイム、読書週間、100冊読書、10000ページ読書、必読図書、保護者による読み聞かせ等)や各教科における伝え合う活動、表現活動等に取り組む。
 - 委員会活動、クラブ活動、仲良し給食、トッキーデー等の異学年交流を通し、他人を思いやり、助け合い協力し合う活動の充実を図る。
 - 児童が安心して過ごせる学級づくり・学校づくりを推進する。各教科学習では、学びのサイクルを意識し、児童が主体的に参加し、活躍できる授業作りを目指す。また、係や当番活動などでは、自分の責任を自覚し、認めてもらえることや、友達と協力して活動することのよさなど、自尊感情・自己肯定感を育めるように学級経営に取り組む。
 - せせらぎ学びのエリア小中連携の一貫として、上板橋第一中学校の生徒会より行われる「いじめを見て見ぬふりをしない」ことを意識し、実践するための取り組みである「いじめ撲滅キャンペーン」を支援する。また、互いに作成したあいさつ標語を交流することで、いじめを起こさない学校の雰囲気づくりを協力して、取り組んでいる。
- ② 児童の主体的な活動の促進
- 代表委員会が中心となって年間のスローガンを決め、あいさつキャンペーンやユニセフ募金活動等を行い、児童が主体的にいじめのない学校の素地作りに取り組めるようにする。
 - 1年生では、せせらぎ学びのエリア クリーン大作戦として、地域の公園等の清掃活動を、児童が積極的・主体的に取り組めるように計画をたて、指導する。また、代表委員会を中心として、あいさつ運動の一環として、標語を募集し、気持ちの良い学校の雰囲気づくりに努めている。
- ③ 教職員の指導力の向上
- 毎週生活指導職員夕会を行い、生活指導上の情報の共有化を図る。
 - 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることを踏まえ、年間3回のいじめに関する研修会を通じて人権感覚を磨く。また、児童の人権を侵害する行為については、教職員相互が声をかけ合い、そのような行為を絶対に許さない、見逃さないという未然防止を図る環境を整える。
- (2) 早期発見するために～いじめを直ちに発見できる学校作り～
- ① 定期的ないじめの実態把握
- 毎月、全校児童対象にいじめに関するアンケート(ふりっき一)を実施する。そのアンケートをもとに児童との個人面談を行い、子供の表情を見ながら、本人のことだけでなく友達のことなどを把握する。
 - 教職員は、授業・休み時間・放課後等から児童の様子を観察し、他の教職員と連携しながら未然防止・早期発見に努める。

② 教育相談の充実

- 児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、5年生について年度の早い時期にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- 保護者会、学校だよりおよびホームページ等を通じて、積極的に情報発信・情報共有に努める。

(3) 早期対応～いじめを解決し、繰り返さない学校作り～

① いじめ対策委員会を核とした対応

- いじめを把握した場合には、迅速で組織的な対応が不可欠であるため、いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害児童への支援、加害児童への指導、周囲の児童へのケアを分担して行う。

② いじめられる側の児童への支援

- いじめられる側の児童に寄り添い、事実関係を丁寧に聴き取る。また、出来る限り、周囲の児童からも情報を集め、客観的な事実の収集に努める。
- 迅速に保護者に事実関係を報告し、関係児童の安全の確保に努め、出来る限り不安を取り除くような今後の対応について説明する。

③ いじめる側の児童への実効性のある指導

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で全教職員が一丸となって臨み、事実確認をし、いじめをやめさせる。
- いじめた気持ちや状況について十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 該当保護者に状況を伝え、保護者とともにいじめの改善を図るよう努める。
- いじめた児童も孤立感・疎外感をもたないよう配慮する。

④ いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- 傍観することは、いじめを容認し荷担することと同じであることを理解させ、いじめられた児童のつらさ・苦しみを考えさせるような指導を行い、誰かにいじめを知らせる勇気をもつよう伝えていく。

(4) 重大事態への対処～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り通す～

- 重大事態が発生した場合は、直ちに区教育委員会に報告し、さらに必要だと判断した場合は、警察・児童相談所等関係機関に通報する。
- 必要に応じて、保護者・地域・関係機関に、迅速かつ適切に情報提供を行い、協力を依頼する。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、削除等迅速な対応を図るとともに、関係機関と

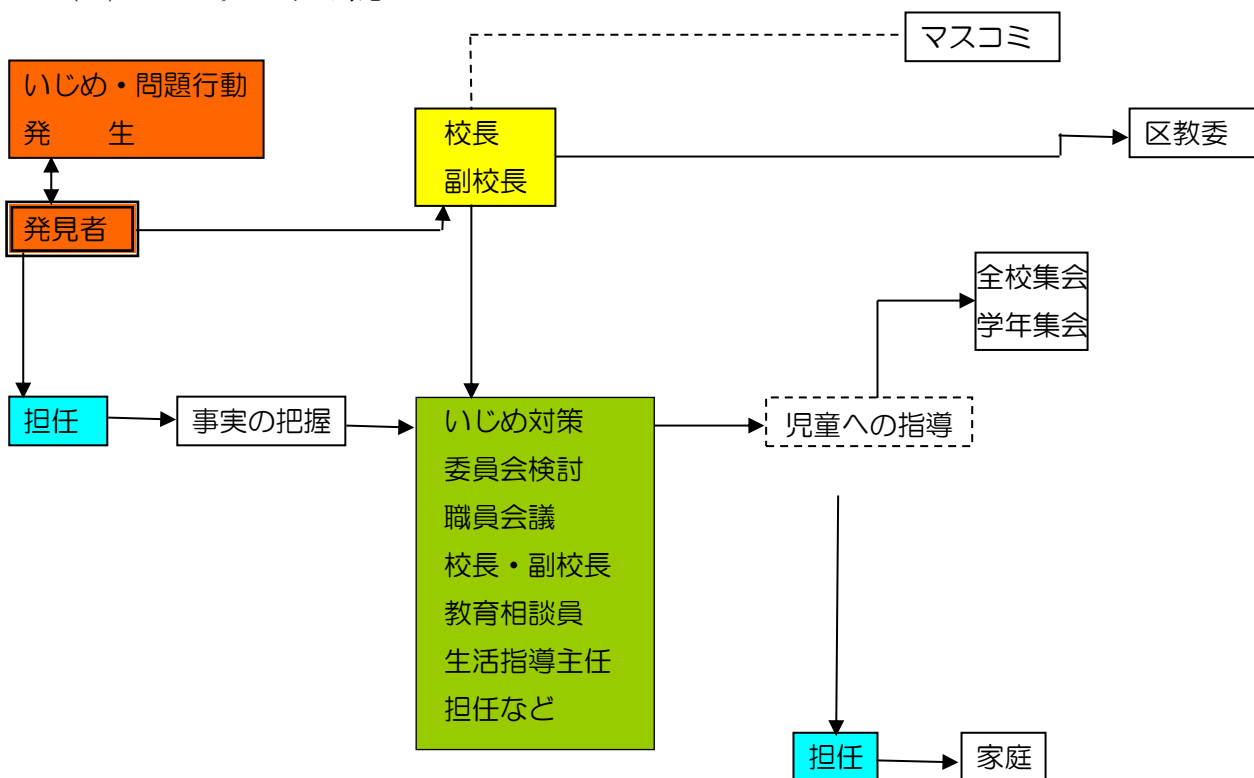
連携して、早期発見に努める。

- 情報モラルについて、児童に指導するとともに、家庭におけるルール作りや必要性について保護者にも理解を求めていく。

(6) 取り組みに関する点検と改善の方策

- 教職員は、学校評価等を通じ、自己およびいじめ対応組織等について適切に評価し、改善に努める。
- 保護者等が学校評価やアンケート等を活用し、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等について定期的に評価する機会を設ける。
- **区のふれあい月間及び毎月の「ふりっきー」において、調査から課題を見つけ、組織的・計画的にいじめ問題に取り組んでいく。**

(7) いじめ発生時の対応マニュアル



- 1 問題行動等を発見または、連絡を受けた者は、すぐ現場へ行き、問題行動を把握し阻止する。
- 2 担任は、事実の把握を慎重に行う。(必要に応じて他の)教職員が事実の把握を行う。また、実態把握の際には、複数の教員で行い、管理職及び生活指導主任に連絡する。
- 3 校長および副校長は、生活指導主任と協議の上いじめ対策委員会を招集する。
- 4 管理職及びいじめ対策委員会後、指導の経過や対策について、必ず家庭に連絡する。
- 5 必要に応じて、担任は家庭訪問をする。その結果は、校長、副校長に報告する。
- 6 必要に応じて集会(全校・学年)を開く等対応をする。
- 7 問題行動・いじめの内容に応じて、小中連携をして、対応策を協議する必要もある。
- 8 児童の名前が安易に外部に出ないように、また、個人情報を守られるように配慮する。また、事後継続指導を行う。
- 9 いじめについては、毎月のふりっきー等を参考にしながら、生活指導委員会がその解消まで恒常的に指導・観察を行う。